

坂  
出  
市  
森  
林  
整  
備  
計  
画

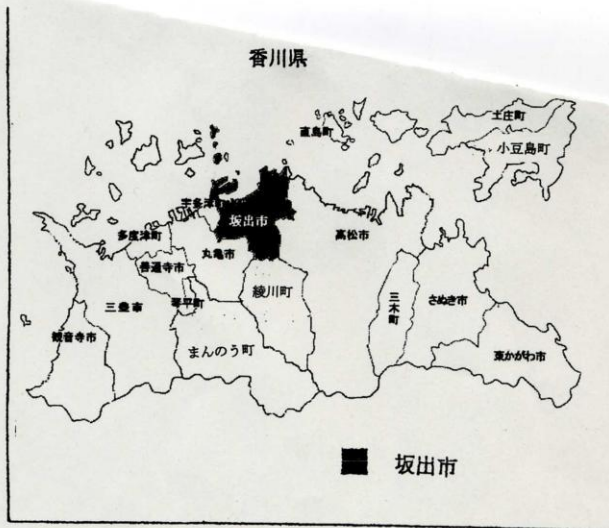
## 坂 出 市 森 林 整 備 計 画 (変 更)

計 画 期 間  
自 令 和 3 年 4 月 1 日  
至 令 和 1 3 年 3 月 3 1 日

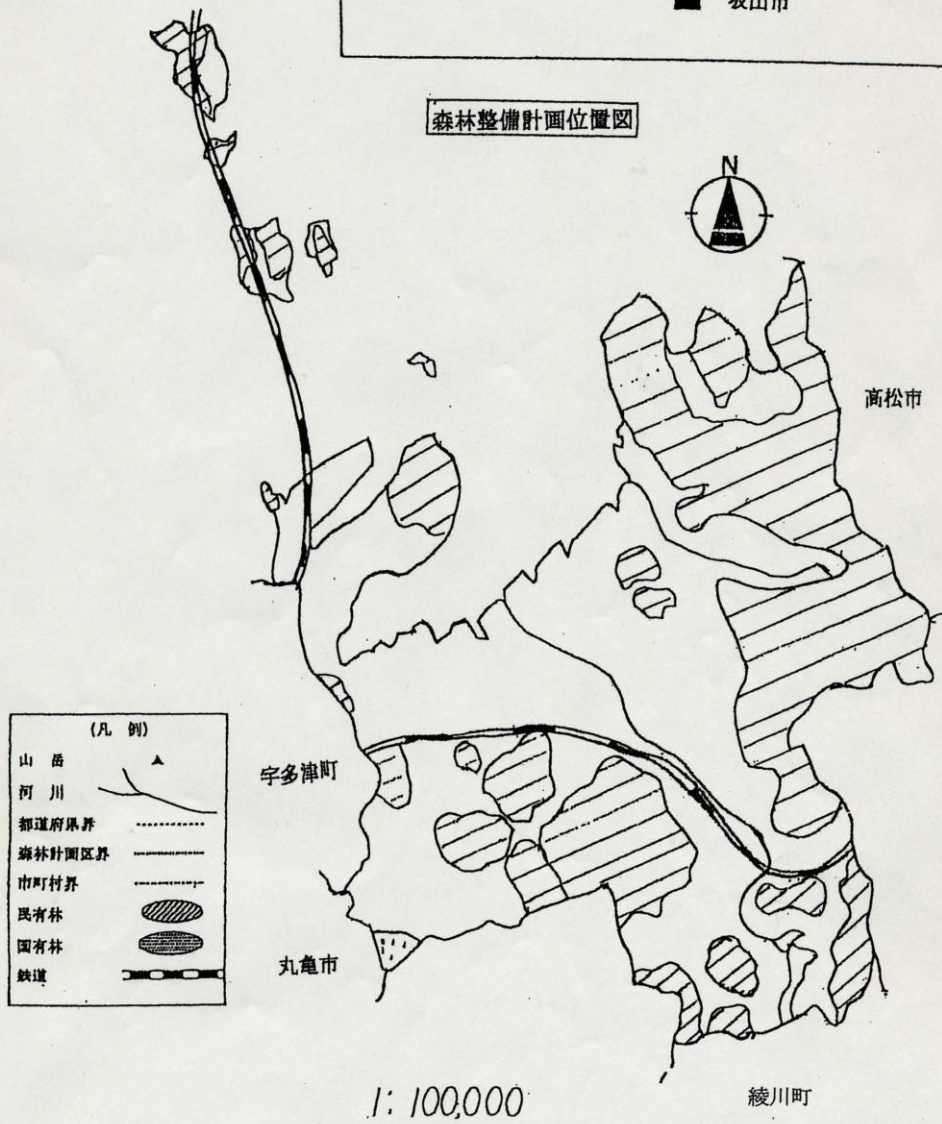
(令 和 6 年 3 月 2 9 日 変 更)

香  
川  
県  
坂  
出  
市

香 川 県 坂 出 市



森林整備計画位置図



# 目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	P 1
2	森林整備の基本方針	P 2
3	森林施業の合理化に関する基本方針	P 4
II	森林の整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
1	樹種別の立木の標準伐期齢	P 4
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	P 4
3	その他必要な事項	P 5
第2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事項	P 5
2	天然更新に関する事項	P 6
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	P 7
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	P 8
5	その他必要な事項	P 8
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	P 8
2	保育の種類別の標準的な方法	P 9
3	その他必要な事項	P 9
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	P 9
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	P 10
3	その他必要な事項	P 10
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	P 10
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	P 11
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	P 11
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	P 11
5	その他必要な事項	P 11
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	P 11
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	P 11
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	P 11
4	その他必要な事項	P 12
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	P 12
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	P 12
3	作業路網の整備に関する事項	P 12
4	その他必要な事項	P 13
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	P 13
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	P 13
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	P 14

III	森林の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	P 1 4
2	その他必要な事項	P 1 4
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	P 1 4
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	P 1 4
3	林野火災の予防の方法	P 1 4
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	P 1 4
5	その他必要な事項	P 1 4
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	
1	保健機能森林の区域	P 1 5
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	P 1 5
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	P 1 5
4	その他必要な事項	P 1 5
V	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成に関する事項	P 1 5
2	生活環境の整備に関する事項	P 1 5
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	P 1 5
4	森林の総合利用の推進に関する事項	P 1 6
5	住民参加による森林の整備に関する事項	P 1 6
6	森林経営管理法に基づく事業に関する事項	P 1 6
7	その他必要な事項	P 1 6
別表1		P 1 7
別表2		P 1 7
別表3		P 1 8

## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

本市の地形は瀬戸内海沿岸部で市中心部が平坦であり、瀬戸内海に面する北部を除き周辺部に丘陵が起伏し、数々の島々を含んでいる。また、気候は瀬戸内型気候に属し温暖で雨の少ない地域である。

本市の総面積は9,249ha、その内2,631haが森林で総面積の約28%を占め、森林の内訳は民有林2,563ha、国有林68haである。民有林のうち、本計画対象民有林2,547haの内訳は人工林128ha、天然林2,226ha、その他193haであり、人工林の樹種別はヒノキ・スギ・マツ・広葉樹、天然林はマツ・クヌギ・カシ等を主体とする広葉樹である。

これらの森林の役割は、生活環境の保全、保健文化、山地災害防止、水源かん養等公益機能に貢献し木材資源としても役立っている。また、風光明媚な自然景観を形成している五色台、城山、島しょ部は瀬戸内海国立公園に含まれ、瀬戸大橋・高速道路網などの交通体系が整備され、観光資源として重要な役割を果たしている。

マツ林については、昭和47年頃から本市最北端に位置する櫃石島より松くい虫の被害が発生し始め、平成3年には6,790m<sup>3</sup>の被害量に達したこともあり、発生初期から平成13年度まで高度公益機能森林等の地区を対象に防除を実施し被害防止に努めてきたが、翌年度より防除を中止し現在は広葉樹等へ樹種転換が図られている。しかしながら、本市全体では、今後多少の被害が続くと思われることから被害跡地については、天然更新を基本とし必要に応じて山地災害防止にも配慮した森林整備を実施し、安定した森林状態が維持されるよう各種の対策が必要である。

また、人工林については、東部の五色台、南部の府中湖周辺、城山の山林で、スギ・ヒノキ等の造林を推進してきたが、依然として人工林率は低い値である。

このように、木材生産を目的とした森林は少ないが、国立公園等の保健や住宅地周辺の快適環境形成等の公益的機能が高度に発揮されており、今後もこれらの森林の働きを守ることが重要である。

## 2 森林整備の基本方針

本市においては、森林を木材生産機能維持増進森林に位置づけせず、森林が持つ山地災害防止や快適環境形成、保健文化等の公益的な機能を維持することが重要であることから、伐採に伴って発生する裸地の回数を減らすとともに、伐採後の更新方法も天然力を活用した天然更新とする。一方、人工林では既に木材生産を目的とした森林が存在することから、木材生産を放棄するのではなく、森林所有者の意向に配慮しながら主伐や間伐に取り組んでいく。

風光明媚な自然景観を形成している五色台、城山、島しょ部は瀬戸内海国立公園に指定されており、また、四国八十八箇所霊場やそれを結ぶ遍路道は歴史的風致が構成され観光資源として重要な役割を果たしていることから、必要に応じて森林整備を図る。

### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する主な機能	望ましい森林の姿
水源かん養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する治山施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション 機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林機能区分	森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策
水源かん養機能	<p>洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、未立木状態での土壌攪乱を抑えるため伐採時期を延長して伐採に伴う裸地の発生回数を減らす。また、重要な森林では、択伐による複層林施業を行う。</p> <p>水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の適切な管理を推進するとともに、保安林以外の森林においても集約的な施業を行い森林整備を推進する。</p>
山地災害防止機能／土壌保全機能	<p>災害に強い地域を形成する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、未立木状態での土壌攪乱を抑えるため伐採時期が標準伐期齢の2倍となる長伐期施業に取り組み伐採に伴う裸地の発生回数を減らす。また、重要な森林では、択伐による複層林施業への取り組みや施設設置を含めた適切な管理を行う。</p> <p>土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の適切な管理を推進するとともに、保安林以外の森林においても集約的な施業を行い森林整備を推進する。</p>
快適環境形成機能	<p>風や騒音等の防備や大気の浄化等、地域の快適な生活環境を保全する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、樹種が多様な天然生林の維持を基本とし、未立木状態の発生回数を抑えるため長伐期施業に取り組み森林状態の維持を図る。また、重要な森林では、択伐による複層林施業を行い継続的な森林状態の維持を図る。</p> <p>快適環境形成の機能が十分に発揮されるよう、保安林の適切な管理を推進するとともに、保安林以外の森林においても集約的な施業を行い森林整備を推進する。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>市民に憩いと学びの場を提供する観点等から、広葉樹などの多様な森林整備を基本とし、未立木状態の発生回数を抑えるため長伐期施業に取り組み森林状態の維持を図る。また、重要な森林では、択伐による複層林施業を行い継続的な森林状態の維持を図る。</p> <p>保健等のための保安林の適切な管理を推進するとともに、保安林以外の森林においても集約的な施業を行い森林整備を推進する。</p>
文化機能	<p>美的景観の維持・形成の観点から、広葉樹などの多様な森林整備を基本とし、未立木状態の発生回数を抑えるため長伐期施業に取り組み森林状態の維持を図る。また、重要な森林では、択伐による複層林施業を行い継続的な森林状態の維持を図る。</p> <p>風致等のための保安林の適切な管理を推進するとともに、保安林以外の森林においても集約的な施業を行い森林整備を推進する。</p>
生物多様性保全機能	<p>生物の生息環境形成の観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、広葉樹などの多様な森林の維持を基本とする。</p>
木材等生産機能	<p>木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。</p>

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

公有林を除く人工林の多くが小規模分散化しており、なおかつその所有規模も1ha未満の森林が多いことから、森林経営の受委託等により経営する森林の規模を拡大し、効率的な作業路網を開設するとともに施業の集約化を行い、効率的な森林経営が行われるよう森林経営計画の作成を促進する。

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるもので、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

樹種	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ・ナラ	その他広葉樹
林齢	35年	40年	30年	10年	15年

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木竹の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採により行うこととする。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するよう努めることとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮することとする。

さらに、林地の保全及び落石等の防止等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。併せて、森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

このほか、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえること。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1（2）で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うこととする。

皆伐択伐の別	標準的な方法
皆伐	皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。 皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。
択伐	択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。 択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、下表を目安として定める。



単位・径級：cm

樹種	標準的な施業体系			施業上の伐採の目安（年）
	生産目標	仕立方法	期待径級	
ヒノキ	一般建築材・大径材	中仕立	28	70
	柱材・一般建築材		23～	50～
スギ	一般建築材・大径材	中仕立	38	65
	一般建築材		20～	40～
マツ	一般建築材・大径材	—	26～	60
	一般材		22～	40～
クヌギ	しいたけ原木	—	10～16	15～20
その他広葉樹	—	—	—	15～

- 3 その他必要な事項  
該当なし。

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

また、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の植栽、広葉樹の導入等に努める。

#### (1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種
スギ、ヒノキ、マツ、コナラ、クヌギ

なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は香川県西部林業事務所（林業普及指導員）又は坂出市農林水産課とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。苗木の選定については、成長に優れたエリートツリー（第2世代精英樹等）等の苗木や花粉の少ない苗木の増加に努めることとする。

#### (2) 人工造林の標準的な方法

##### ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を植栽するものとする。

また、複層林化を図る場合の下層木については、標準的な植栽本数に上層木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとする。

#### 人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	植栽本数（1ha 当り）
ヒノキ	疎仕立て	2,000～3,000本
	中仕立て	3,000～3,500本
	密仕立て	3,500～4,000本
スギ	疎仕立て	2,000～3,000本
	中仕立て	3,000～3,500本
	密仕立て	3,500～4,000本
マツ	疎仕立て	2,000～3,000本

クヌギ	中仕立て	3,000～3,500本
	密仕立て	3,500～4,000本
	疎仕立て	2,000～3,000本
	中仕立て	3,000～3,500本
	密仕立て	3,500～4,000本

なお、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、香川県西部林業事務所（林業普及指導員）又は坂出市農林水産課とも相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。場所によっては、すじ刈法、坪刈法を用いる。
植付けの方法	一般に正方形植と長方形植を行うが、地形等によっては正三角形植とし、植付けは丁寧植えとする。
植栽の時期	2月～4月上旬までに行うことを原則とし、秋植えの場合には、苗木の根の成長が鈍化した時期（10月～11月）に行うものとする。

また、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努める。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の確実な更新と林地の荒廃を防止するため、人工造林をともなうものにあつては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽することとする。ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の初日から起算して5年を越えない期間とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壤等の自然条件、林業技術体系等からみて、主に、天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	マツ、クヌギ、コナラ、シイ類、カシ類など市内に自生する高木及び造林木
ぼう芽更新可能樹種	ナラ類、カシ類、シイ類等、ぼう芽力の大きい樹種

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

期待成立本数
3,000本/ha

天然更新を行う際には、樹高が概ね30cmを超え、密度が1,000本/ha以上の本数を更新すべきものとする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種更新による場合には、それぞれの森林の状況に応じて、地表処理、刈出し、植込み等の天然更新補助作業を行うこととする。

- a 地表処理については、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととする。
- b 刈出しについては、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所

所について行うこととする。

- c 植込みについては、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。

ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の優劣が明らかとなる頃に、根又は地際部から発生しているぼう芽を1株当たりおおむね3～4本を目安として、ぼう芽整理を行うこととする。笹や粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所では、末木枝条類の除去あるいは、かき起しを行い、発生した稚樹の生育を促進するための刈り出しを行うほか、更新の不十分な箇所には植込みを行うこととする。

ウ その他天然更新の方法

天然更新の完了を確認する方法について

天然更新の完了は、「香川県天然更新完了基準」により更新状況を確認するものとする。  
《香川県天然更新完了基準（抜粋）》

<p>造林木及び県内に自生する高木の稚幼樹（保残木及び萌芽を含む）が、次の状態をもって、更新完了とする。</p> <p>①樹高が概ね30cmを超え、密度が1,000本/ha以上の状態が、伐採跡地全体の70%以上あること。</p> <p>②樹冠疎密度が10分の3を超えていること。</p>
---

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、天然更新すべき期間は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とし、更新状況を確認するものとする。

なお、更新が完了していないと判断されるものについては、更新補助作業又は人工造林等を行い確実な更新を図るものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹木が存在しない森林を基本とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考
該当なし	

4 森林法第10条の9第4項規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

生育し得る最大の立木の本数
3,000本/ha

5 その他必要な事項

該当なし。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	間伐時期(年)				間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	

ヒノキ	植栽本数 2,000～4,000本 柱材・一般建築材	20～40年生 地位等を考慮し必要な回数を行う。	選木の方法：枯損木、病虫害木、被圧木などの順に、幹の形質に重点をおいて行う。  間伐率：間伐本数率は、おおむね、10～30%とする。  但し、林分密度によって適宜変動する。  なお、材積率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲とする。  高齢級の森林については立木の成長力に留意して定めること。
	植栽本数 2,000～4,000本 一般建築材・大径材	20～60年生 地位等を考慮し必要な回数を行う。	
スギ	植栽本数 2,000～4,000本 柱材・一般建築材	20～40年生 地位等を考慮し必要な回数を行う。	ヒノキ、スギにおける標準伐期齢未満の平均的な間伐間隔：10年 ヒノキ、スギにおける標準伐期齢以上の平均的な間伐間隔：20年
	植栽本数 2,000～4,000本 一般建築材・大径材	20～60年生 地位等を考慮し必要な回数を行う。	
マツ	植栽本数 2,000～4,000本	間伐時期及び回数は必要に応じて行う。	
クヌギ	植栽本数 2,000～4,000本	間伐時期及び回数は必要に応じて行う。	

## 2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数								保育の方法
		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
下刈り	ヒノキ スギ	■								植栽木が下草より抜け出るまで行う。実施時期は6月～7月頃を目安とし、回数は毎年1～2回程度を行うこととする。（植栽後の生育状況等を踏まえ、実施回数や実施期間を判断する。）
	マツ クヌギ	■								
つる切	ヒノキ スギ マツ クヌギ		■							下刈終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。実施時期は、6月～7月を目安とし、回数は通常2回程度を行うこととする。
除伐	ヒノキ スギ			■						造林木の成長を阻害したり、阻害が予想される侵入木

	マツ クヌギ	(植栽後 7 年～間伐まで)						や形質不良木を除去する。実施時期は 8 月～10 月頃を目安とする。
枝打	ヒノキ スギ マツ クヌギ	(植栽後 10 年～25 年生)						病虫害等の発生を予防するとともに、材の完満度を高め、優良材を得るために行う。実施時期は、樹木の成長休止期の 12 月下旬から 3 月上旬頃とし、回数は通常 4～5 回(生産目標によっては、伐採前の数年間行う場合もある。
肥培	ヒノキ スギ マツ クヌギ	(植栽後 2 年～3 年生)						(必要に応じて、せき悪林地に、植栽後 2～3 回施肥を行う。)

### 3 その他必要な事項

間伐及び保育の標準的な方法では十分に目的を達成できないと見込まれる森林については、生育状況等を考慮し間伐及び保育の方法を決定するものとする。

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

#### (1) 水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

##### ア 区域の設定

水源かん養機能の区域については、府中ダム集水区域に位置する水源地周辺の森林。(別表1のとおり)

##### イ 施業の方法

施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。また、当該森林の伐期齢の下限については、次のとおり定める。

樹種	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ・ナラ	その他広葉樹
林齢	45年	50年	40年	20年	25年

森林の区域については、別表2により定める。(別表2のとおり)

#### (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

##### ア 区域の設定

山地災害防止機能／土壌保全機能の区域については、山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林。

快適環境形成機能の区域については、市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林。

保健・レクリエーション機能の区域については、観光的に魅力ある高原、島しょ部等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林。

(別表1のとおり)

##### イ 施業の方法

これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、

択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めるとともに、それ以外の森林については、主伐の時期を標準伐期齢の概ね2倍以上とする長伐期施業を推進すべき森林として定める。

また、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限については、次のとおり定める。

樹種	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ・ナラ	その他広葉樹
林齢	70年	80年	60年	20年	30年

(別表2のとおり)

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

(2) 施業の方法

施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育、間伐等を推進することを基本とし、公益的機能別施業森林の施業方法に配慮しつつ、森林施業を集約化するなど、効率的な森林整備を推進する。

3 その他必要な事項

該当なし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市は所有規模が1ha未満の森林が多く、人工林も分散していることから、効率的な森林の施業及び経営を行うためには、森林の経営の受委託等により、森林の経営規模の拡大を進める必要がある。

このため、意欲ある森林所有者・森林組合等へ森林情報の提供及び助言を行うこと等により、森林経営の委託への転換を目指すものとする。その際、森林経営の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、不在村森林所有者を含めた森林所有者等への働きかけ、森林の経営の受託等を担う森林組合等の育成、施業集約化に向けた森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動を進めるものとする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

効率的な路網整備が図られるよう森林所有者の理解を得ることが重要である。

4 森林経営管理制度の活用に関する方針

効率的な森林の施業及び経営の円滑化を図り、森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を実施するため、森林経営管理制度の活用を推進するものとする。

森林経営管理制度に基づく意向調査については、森林簿や林地台帳を基に経営管理が行われたいと思われる森林を対象として実施し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進するものである。

また、森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、坂出市が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については坂出市が自ら経営管理を実施するものとする。

なお、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、当該計画が坂出市森林整備計画に定められた公益的機能別施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図るた

めの森林施業を推進すべき森林における施業の方法と整合を図るものとする。

- 5 その他必要な事項  
該当なし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進するとともに、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとする。

- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林経営への委託を行わない森林所有者へ働きかけ、施業プランナーの協力により、施業集約化に向けた施業の共同化を図るとともに、施業集約化に対する理解を得るための普及啓発活動などを進める。

- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

ア 一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道・土場・作業場等の施設の設置及び維持管理の方法ならびに利用に関し必要な事項を明らかにすること。

イ 共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担または相互提供、林業事業者等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法を明確にすること。

ウ 共同施業実施者の一員が施業の共同化につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせまたは森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないようあらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にすること。

- 4 その他必要な事項  
該当なし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するため、林地の傾斜区分や搬出方法に応じて次表の路網密度の水準を目安に林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道を適切に組み合わせ、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムを構築するものとする。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系 作業システム	30~40	70~210	110 以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系 作業システム	23~34	52~165	85 以上
	架線系 作業システム	23~34	2~41	25 以上
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系 作業システム	16~26	35~124	60<50>以上
	架線系 作業システム	16~26	0~24	20<15>以上
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5~15	—	5 以上

注1：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材をつり上げて集積するシステム。スイングヤーダ等を活用する。

注2：「車両系作業システム」とは、林内ワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により

林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。  
 注3：「急傾斜地」のくゝ書きは、広葉樹の導入による針葉混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に応用し、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備等推進区域

路網整備等推進区域	面積	開設予定路線	開設予定延長	対函番号	備考
該当なし					

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道については林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）及び香川県林業専用道作設指針に基づいて開設する。

イ 基幹路網の整備計画

該当なし。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。

また、丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）及び香川県森林作業道作設指針に基づいて開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）及び香川県森林作業道作設指針に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理することとする

4 その他必要な事項

該当なし。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

最近の林業情勢は非常に厳しく、林業労働者の減少、高齢化等の問題が年々深刻化しており、将来に向けた森林施業実施の中核的役割を果たす林業労働者を育成強化するために、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業労働者の増加、資質向上を促進するとともに、女性等の活躍・定着、技術研修会、講演会等の参加を積極的に努める。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

現在の林業の経営は、零細で、林道等の基盤整備が十分でないことなどから、機械化の遅れは顕著である。林業就労者の減少及び高齢化の傾向の中にあって、森林施業の合理化を図るた



めには、林業機械化は必要不可欠であることから、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低減を図るために機械化の導入を図るものとする。

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒 造材 集材	坂出市内 全域	チェンソー チェンソー 人力・小型林内作業車 集材機	チェンソー チェンソー 小型林内作業車（フォワード） 集材機（スイングヤード）
造林 保育等	地拵・下刈 枝打	刈払い機・人力 動力枝打機・人力	掘削機・刈払い機・人力 動力枝打機・人力

林業機械化の促進方策

- ① チェンソー、刈払い機については、労働安全衛生面等を考慮し、低振動低騒音に改良された高性能機械を導入するものとする。
- ② 枝打ち作業等による森林施業の機械化を推進する。
- ③ オペレーターの技術向上のため、講習会等に積極的な参加を推進し、林業における安全性の確保及び生産コストの低減を推進する。

### 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進める。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類の	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
該当なし							

## III 森林の保護に関する事項

### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
  - (1) 区域の設定  
設定なし
  - (2) 鳥獣害の防止の方法  
該当なし
- 2 その他必要な事項  
該当なし

### 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

#### 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

##### (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林を保全するためには、森林病虫害の早期発見、早期駆除が重要であることから、これらを担う体制の整備に努める。

また、被圧木等森林病虫害の感染源となる林内環境を改善するため、地域の実態に応じ森林整備など予防措置の実施に努める。

沙弥島地区において、毎年地上散布を実施し、松くい虫の被害軽減を図るようとする。

特にナラ枯れ被害については、まん延を防止し、森林の持つ多面的機能を確保するため、「香川県ナラ枯れ防除対策方針」に基づき、関係機関等と連携し、地域の被害状況等に応じた、効率的、効果的な防除対策を講じる。

##### 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

野生鳥獣による森林被害については、その防止に向け、坂出市鳥獣被害対策や農業被害対策との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえて、実施隊に

よる捕獲や森林所有者等が計画的に行う防護柵の設置等広域的な防除活動を総合的にかつ効果的に推進する。

3 林野火災の予防の方法

林野火災対策として、各種の普及啓発活動により防火意識の高揚を図るとともに、気象災害や林野火災等の不測の事態に対する備えとして、森林保険への加入を促進する。

また、立入の多い森林を重点として林野火災予防標識等を設置するなど、関係機関と連携を図りながら施設の充実に努める。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

- ① 坂出市火入れに関する条例第8条から第15条まで及び第16条第4項の規程に違反しないこと。
- ② 森林法第22条の規程に基づき接近している立木竹の所有者または管理者に行う通知は火入れをする日の前日までに行うこと。
- ③ 現地との連絡体制が申請時と変わった場合は、火入れ日前に市長に届け出ること。

5 その他必要な事項

- (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分該当なし。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (h a)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
該当なし								

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

施業の区分	施業の方法
該当なし	

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

施設の整備
該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高 (m)	備考
該当なし		

4 その他必要な事項

該当なし。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべきものとする。

- ア. IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ. IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ウ. IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ. IIIの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努める。

(2) 森林法施行規則第33条第1号のロの規定に基づく区域

森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林班	区域面積(ha)
該当なし		

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

現在、市民が保健休養などの目的により、森林等の自然へのふれあいを求める傾向が高まっている。

このため、瀬戸内海国立公園の五色台や城山において、散策や森林浴などの憩いの拠点を創出し、また、森林と触れ合うことにより林業活動への理解等を深めてもらう為の住民参加型森林づくりを推進する。

6 森林経営管理法に基づく事業に関する事項

該当なし

7 その他必要な事項

盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用することとする。

(別表1)

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別表3のとおり	180.29
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別表3のとおり	538.04
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別表3のとおり	2538.99
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別表3のとおり	1433.16
その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	—
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	—

(別表2)

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)	
伐期の延長を推進すべき森林	該当なし	—	
長伐期施業を推進すべき森林	別表3のとおり	1840.24	
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	該当なし	—
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	別表3のとおり	697.24
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	—	